

様式3号

契約の内容

施設名	福島地方環境事務所
業務名	令和3年度中間貯蔵土壌貯蔵施設等工事予定地における埋蔵文化財調査業務
契約年月日	令和3年4月1日
契約方法	随意契約
業務場所	特記仕様書記載内容のとおり
契約業者名	福島県教育委員会
契約業者の住所	福島県杉妻町2番16号
工期（自）	令和3年4月1日
工期（至）	令和4年3月31日
業務概要	本業務は、双葉町及び大熊町の中間貯蔵施設区域の中の土壌貯蔵施設等工事に当たって、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うため、表面調査を実施し遺跡の所在の有無を確認するとともに、試掘・確認調査を実施し本発掘調査の要否やその範囲等を調査するものである。
契約金額	金2,950,000円（消費税込）
予定価格 （随意契約の場合）	金4,338,400円（消費税込）

随意契約理由書

施設名：福島地方環境事務所

<p>工 事 名</p>	<p>令和 3 年度中間貯蔵土壌貯蔵施設等工事予定地における埋蔵文化財調査業務</p>
<p>契約業者名</p>	<p>福島県教育委員会</p>
<p>随意契約理由</p>	<p>本業務は、双葉町及び大熊町の中間貯蔵施設区域の中の土壌貯蔵施設等工事に当たって、埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うため、表面調査を実施し遺跡の所在の有無を確認するとともに、試掘・確認調査を実施し本発掘調査の要否やその範囲等を調査するものである。</p> <p>「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について（通知）」（平成 10 年 9 月 29 日庁保記第 75 号文化庁次長通知）に基づき、福島県教育委員会が定めた「埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準」（平成 12 年 4 月）により、福島県教育委員会は事業者その他の関係者の理解と協力を得て、事業予定地内で表面調査を実施し、遺跡の所在の有無を確認し、その範囲や性格等の把握が十分でないときは、速やかに試掘・確認調査を行い、協議資料の整備を図ることとされている。</p> <p>以上の理由により、会計法第 29 条の 3 第 4 項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として福島県教育委員会と随意契約を締結するものである。</p> <p>（参考）埋蔵文化財発掘調査等取扱い基準（平成 12 年 4 月福島県教育委員会）</p> <p>4 埋蔵文化財保護に係る開発事業との調整</p> <p>（3）県教育委員会及び市町村教育委員会は埋蔵文化財の保護と開発事業の円滑な調整を行うために、次の各号に示すものを行う。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 事業者その他の関係者の理解と協力を得て、事業予定地内で表面調査を実施し、遺跡の所在の有無を確認する。その範囲や性格等の把握が十分でないときは、速やかに試掘・確認調査を行い、協議資料の整備を図る。</p> <p>ウ～オ 略</p>